

## <報道発表資料>

---

令和7年6月2日

### 指定難病医療給付の継続申請書類の誤発送について

県が指定難病医療給付の受給者宛てに発送した指定難病医療給付の継続申請書類中に別の受給者の個人情報を入力した書類を封入してしまった事案が2件発生しました。

別の受給者の個人情報を入力した書類については、県において回収しています。

#### 1 事案の概要

指定難病医療給付の継続申請書は、全体で約47,000人に発送する予定で、印刷・封入を委託した事業者から県に対し2回に分けて納品されている。

##### (1) 経過の概要

- ・5月22日（木）委託業者から約23,000通の継続申請書類が封緘された状態で納品された。
- ・県は、発送前に約100通につき1通の引き抜き確認を行っており、その際は個人情報の封入誤りはなかった。
- ・5月28日（水）、県は継続申請書類を受給者に発送した。
- ・5月30日（金）、継続申請書類を受け取った受給者2名から県に連絡があり、別の受給者の個人情報を含む書類が封入されていたことが判明した。  
同日、県は、直ちにこの2名の受給者に謝罪し誤発送した書類を回収した。
- ・6月2日（月）、誤発送の可能性のある受給者に、順次連絡し書類の確認を行っている。

#### 2 誤発送した書類について

以下の4情報を印刷した「本人確認書類貼付台紙」

- (1) 指定難病医療給付に係る受給者番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 住所

### **3 今後の対応について**

- (1) 5月28日（水）に発送済みの継続申請書類について

今後、継続申請書を受け取った受給者から、誤発送の連絡があった場合には、お詫びし当該書類を回収する。

- (2) 今後発送を予定している約24,000通の継続申請書類について

発送を中止し、委託業者に対して封入物の再チェックをさせた上で、封緘せずに再納品させる。

県は、約24,000通全てについて封入物の最終確認をした上で封緘し、各受給者に継続申請書類を発送する。

### **4 継続申請書を受け取った方\*へのお願い**

お手元に届いた書類を速やかに開封し書類の中身の確認をお願いします。

書類の誤りや、不足している書類がある場合は、速やかに県疾病対策課（電話048-830-3562）に御連絡をお願いします。

※住所地が朝霞、春日部、草加、鴻巣、東松山、川越市、越谷市保健所管内の方

| 保健所名   | 管轄する市町村                             |
|--------|-------------------------------------|
| 朝霞保健所  | 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町      |
| 春日部保健所 | 春日部市、松伏町                            |
| 草加保健所  | 草加市、八潮市、三郷市、吉川市                     |
| 鴻巣保健所  | 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町                 |
| 東松山保健所 | 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村 |
| 川越市保健所 | 川越市                                 |
| 越谷市保健所 | 越谷市                                 |

## **5 再発防止策について**

今後発送する約24,000通全てについて、封入物の最終確認をした上で発送する。

委託業者からの誤発送の原因に関する調査報告を踏まえ、今後同様の委託事業でもミスが発生しない仕組みについて検討するとともに事業者に注意を促す。